

# 介護保険制度の改正のポイント



介護保険制度は、創設から15年が経過し、介護を必要とする方を社会全体で支える仕組みとして定着してきました。しかし、2025年には、団塊の世代が後期高齢者となり、介護や医療を必要とする方が増大することが見込まれており、介護保険制度の持続性を確保するために、大幅な制度の改正が行われました。

平成27年4月から実施

## 1 所得が低い65歳以上の方は保険料の軽減を拡充します。

消費税増税分を財源として、保険料段階が第1～3段階の方の保険料が軽減されます。  
平成27年4月より第1段階の調整率が0.50から0.45に軽減され、平成29年4月に第1段階で0.45から0.30、第2段階で0.75から0.50、第3段階で0.75から0.70に軽減を図ることが予定されています。



## 2 特別養護老人ホームの入所基準が原則要介護3以上になります。

原則として新たに特別養護老人ホームに入所できるのは「要介護3以上」になります。  
ただし、要介護1・2の方でも、やむを得ない事情により在宅生活が困難な状況にあれば、新規入所が認められる場合があります。

平成27年8月から実施

## 3 一定以上の所得のある65歳以上の方は利用者負担が2割になります。

介護サービスの利用者負担について、国の定める基準に基づき、一定以上の所得がある方については、これまでの1割から2割に見直されます。ただし、利用者の負担額には上限が設けられていることから、負担割合が2割となっても、対象者全員の負担が必ず2倍となるものではありません。

## 4 所得が低い方で施設および短期入所サービスを利用している方の食費・居住費補助の適用条件に資産要件などが加わります。

住民税非課税世帯の特別養護老人ホームなどの費用について、申請に基づき、食費・居住費が補助されていましたが、別世帯の配偶者の方が住民税課税者である場合、または預貯金などが一定額を超える場合は対象外となります。

## 5 高額介護サービス費の利用者負担額が一部の方について引き上げられます。

同じ月に利用した介護保険の利用者負担が一定額を超えたときに支給される「高額介護サービス費」の利用者負担段階区分に「現役並み所得者」がいる世帯に限定して、新たな上限額が設定されます。

## 6 高額医療・高額介護合算制度の限度額が一部について変わります。

年間の介護保険サービス費と医療費の自己負担(それぞれサービスの限度額適用後の自己負担)が一定の限度額を超えたときに支給される「高額医療・高額介護合算制度」の限度額が、平成27年8月の計算期間分から変更されます。

平成29年4月までに実施

## 7 介護予防・日常生活支援総合事業(新しい総合事業)が始まります。

高齢化が進行する中、何らかの支援が必要な方やそのおそれのある方の多様なニーズに地域全体で応えていくために、新しい総合事業が始まっています。  
これに伴い、要支援認定者の訪問介護・通所介護について、全国一律の給付サービスから、新しい総合事業に移行し、これまで同様のサービスに加え、地域の方々やボランティアなど、さまざまな主体による多様なサービスが提供されます。  
特に住民主体の多様なサービスは、高齢者にとって『受ける』だけのものではなく、『参加』してもらうことで「介護予防」につながることを期待しています。



# 第6期結城市高齢者プラン21を策定

基本理念

## 心と心で織りなす ふれあいのまち 結城

市民の皆さまが住みなれた地域でいつまでも元気に暮らすことができるよう、介護保険制度の改正や高齢者の現状を踏まえ、本市が目指す高齢社会の姿の指針となる「第6期高齢者プラン21」を策定しました。

### いつまでも 安心して暮らせる地域づくりの推進

- 高齢者がいつまでも安心して暮らしていくよう、医療・介護・福祉などのサービスを切れ目なく提供するための地域包括ケアシステムづくりを地域包括支援センターが中心になって推進します。
- 高齢者や家族が安心して在宅療養できるよう、在宅医療体制の強化や医療と介護の連携を推進します。
- 認知症になってしまっても本人の意思が尊重され、尊厳が保たれるような社会の構築に努めています。
- 住まいや交通などの生活全般において、高齢者の安全と安心を確保できるような環境づくりを推進します。

### すこやかな生活と 生きがいづくりの推進

- 高齢者を含めた全ての市民が支え合えるような地域づくりを推進します。
- 高齢者がいつまでも健康を保てるよう介護予防や健康づくりを推進します。
- 生きがいや役割を持った生活ができるような活動や活躍の場を創出していきます。

### 介護サービスの充実

- 高齢者が介護を必要とする状態になっても住み慣れた地域で暮らしていくよう居宅サービスや地域密着型サービスの充実に努めています。
- 介護職員の人材育成と専門性の向上を図るため、適切な指導・助言、研修会の開催に努めます。
- 高齢者のニーズと負担割合のバランスが保てるような保険運営の適正化に努めます。

### ■第1号被保険者の介護保険料の所得段階

所得段階	対象者の区分	基準額に対する割合	介護保険料(年額) <sup>※1</sup>
第1段階	生活保護受給者、世帯全員が市民税非課税の老齢福祉年金受給者及び世帯全員が市民税非課税で本人の前年の合計所得金額と年金収入の合計が80万円以下の方	0.50	29,400円
第2段階	世帯全員が市民税非課税で前年の合計所得金額と年金収入合計が80万円を超える方	※2(0.45)	※2(26,460円)
第3段階	世帯全員が市民税非課税で前年の合計所得金額と年金収入合計が120万円を超える方	※3(0.30)	※3(17,640円)
第4段階	世帯の誰かに市民税が課税されているが、本人は市民税非課税で前年の合計所得金額と年金収入が80万円以下の方	0.75	44,100円
第5段階	世帯の誰かに市民税が課税されているが、本人は市民税非課税で前年の合計所得金額と年金収入合計が80万円を超える方	※3(0.50)	※3(29,400円)
第6段階	本人が市民税課税で前年の合計所得金額が120万円未満の方	0.75	44,100円
第7段階	本人が市民税課税で前年の合計所得金額が120万円以上190万円未満の方	0.90	52,920円
第8段階	本人が市民税課税で前年の合計所得金額が190万円以上290万円未満の方	1.00	58,800円
第9段階	本人が市民税課税で前年の合計所得金額が290万円以上400万円未満の方	1.20	70,560円
第10段階	本人が市民税課税で前年の合計所得金額が400万円以上の方	1.30	76,440円
		1.50	88,200円
		1.70	99,960円
		1.75	102,900円

※1 基準月額4,900円に「基準額に対する割合」を乗じた額に12を乗じた額

※2 平成27年4月より公費負担による保険料の軽減をした基準額に対する割合及び年額

※3 平成29年4月実施予定の公費負担による保険料の軽減をした基準額に対する割合及び年額

本計画書は、市ホームページ、ゆうき図書館、山川出張所、江川出張所、市介護福祉課で閲覧できます。